

『北名古屋市生涯学習人材登録制度』 のご案内

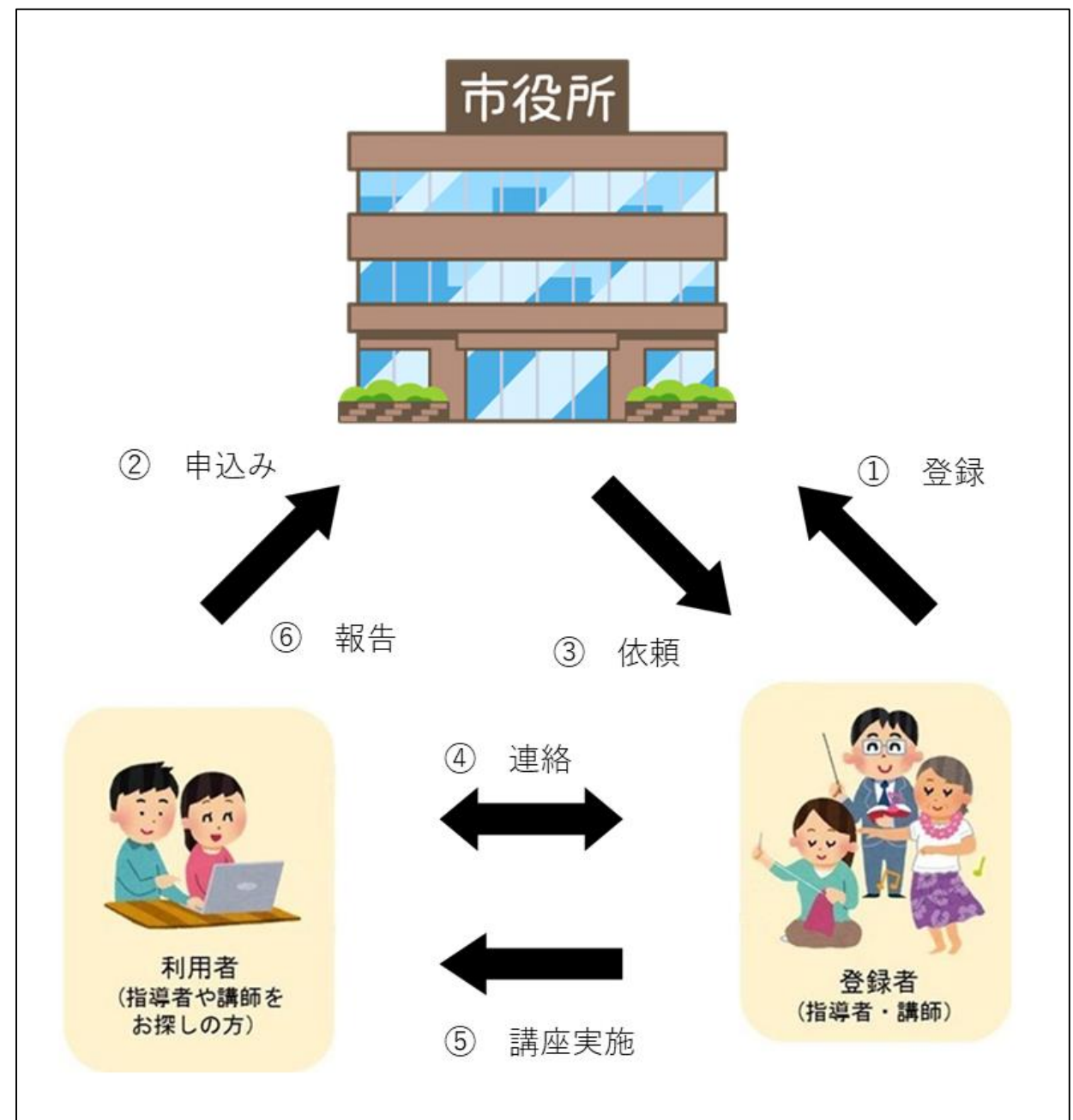
【どんな制度？】

北名古屋市生涯学習人材登録制度とは、各分野の様々な知識、技術や経験をお持ちの方が、生涯学習の場でその能力を活かし、活躍していただくための制度です。

【なにをするの？】

この制度に登録することで、市民の方から依頼があった時に、講師として指導をすることができます。

講師として活躍してみたい、特技を活かしたい、好きなことを広めたい方は、ぜひご登録ください！



登録申請できる方

どなたでも登録の申請ができます。

ただし、営利・宗教・政治を目的とした活動及び暴力団等反社会的勢力に属する方の登録はできません。

登録申請の方法

登録を希望する月の前月の20日までに、「講師登録申請書」へ必要事項をご記入の上、生涯学習課までご提出ください。（ホームページからもダウンロードできます。）

※ 「分類表」をもとに講座内容を考案してください。

※ 登録申請受付時に登録内容について面談で確認させていただきますので、登録申請書は必ず申請者ご本人がご持参ください。

※ 郵送やメール等では受付けておりませんのでご注意ください。

登録申請の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

登録後のながれ

1. 申請内容を確認、審査の上、登録を承認した場合は、申請月の翌月に「講師登録承認通知書」を郵送いたします。登録の有効期限は、登録のあった日から3年目の年度末までとなります。
2. 登録決定後、登録内容をチラシやホームページなどに掲載し、広く紹介いたします。
3. 利用申込みがあった場合には生涯学習課を通じて連絡いたします。
4. 講座を開講した場合、翌月の10日までに、活動実績として「月間活動報告書」を提出していただきます。

登録をしてから

1. 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「登録情報変更届」を提出してください。
2. 登録期間内に登録を抹消したい場合は、「登録情報抹消届」を提出してください。

【お問い合わせ】

北名古屋市教育委員会 生涯学習課
〒481-8501 愛知県北名古屋市熊之庄御榊60番地
電話：0568-22-1111
ファクス：0568-23-3150
E-mail：shogai@city.kitanagoya.lg.jp